

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私は、国民年金に任意で加入し、申立期間もその前後の期間と同様に、中年の女性が3か月ぐらいまとめて集金に来ていた。

申立期間前後に生活上の変化は無く、国民年金保険料を納めない理由が思い当たらず、申立期間について未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年1月に国民年金に任意加入し、その後、55年5月までの国民年金保険料を、申立期間を除き、すべて納付しており、納付年月日が確認できる47年4月から52年3月までの保険料を現年度納付していることから、納付意識が高かったと考えられる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間もその前後の期間と同様に、集金人に3か月に1回、現金で納付していたと供述しており、申立期間は、申立人の夫が昭和31年7月から勤務している事業所に継続して勤務している時期で、保険料の納付が困難と考えられる生活上の変化は見当たらず、国民年金に任意加入しながら、昭和39年度のみを未納のままとしているのは不自然であると考えられる。

さらに、申立期間とは異なるものの、申立人が所持する昭和56年4月から57年3月までの保険料の領収書により、昭和56年度の保険料を一括納付していることが確認できるが、申立人の国民年金被保険者台帳には56年4月から同年6月までが納付済みとされ、56年7月から57年3月までは未納とされており、当該期間の納付記録は、領収書の提示により平成20年9月25日に訂正されており、行政の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年5月まで

私は、昭和61年11月に病気のため、勤めていた会社を退職し、そのまま入院していたが、私の兄と姉が私の国民健康保険と国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれていた。

申立期間の国民年金の保険料については、兄が支払ってくれているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年11月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、未納は無い。

また、申立人は国民年金に加入した当時は病気のため入院していたが、国民年金の加入手続は申立人の兄が行い、国民年金保険料の納付も申立人が自身で納付するようになった平成4年秋ごろまでは、申立人の兄と姉が行っており、申立人の住所地に届く納付書を申立人の兄の住所地に送付するよう手続するなどして申立人の保険料を納付していたとする供述は、オンライン記録と一致しており、不自然な点は見られず信憑性^{しんぴようせい}が高いと考えられる。

さらに、申立人からは、平成2年9月に社会保険事務所（当時）が作成・送付した元年4月から2年3月までの保険料の催告状と、申立人の姉が申立期間の保険料を郵便局で納付し、その後、申立人の兄が当該保険料分の金額を姉に送付したことが記載された手紙が提出されており、手紙に記載されている送付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているとともに、当時、兄が転居したため、申立人あての郵便物が兄に届かなかったとする供述も、申立人の兄の転居の事実が確認できることなど、申立人の兄と姉の供述に矛盾する点は見られない。

加えて、昭和62年度及び昭和63年4月の保険料を現年度納付し、同年5月

から平成1年3月までの保険料については昭和63年5月ごろに前納により納付していることがオンライン記録により確認でき、また、申立期間後の保険料についても、納付年月日は不明であるが過年度納付又は現年度納付しており、さらに、当初、申請免除とされていた61年11月から62年3月までの保険料を、平成8年4月に追納加算保険料を含め追納しているなど、申立人と申立人の兄及び姉の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間前後の保険料を納付しながら申立期間のみを未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和45年4月に婚姻し、義父が私の国民年金の加入手続きをしてくれた。申立期間当時、自宅へ市の集金人が国民年金保険料を集金に来ており、義父が家族全員の保険料を1年間分まとめて納付していたはずである。

義父は既に他界しており、当時のことを確認することはできないが、義父はとても実直で几帳面きちょうめんな人だったので、国民年金の加入手続きをしておきながら、保険料の納付を失念するとは考えられないし、ほかの家族は国民年金の被保険者期間に未納は無いので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金の加入期間については国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替えを適正に行っている。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその夫、義父母及び義兄夫婦は、家業（小売業）を法人化するまでの間の保険料が納付済みとなっていることから、納付意識の高い一家であったことがうかがわれる。

さらに、申立人の義兄のオンライン記録は、昭和37年度の保険料が未納となっているものの、その義兄は、当該期間の保険料の領収証書を所持しており、現在、未納から納付済みへの記録訂正を社会保険事務所（当時）に届け出ている上、申立人の夫においても昭和38年11月から41年3月までの期間について、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月6日付け年金記録の訂正を必要とする通知が行われていることから、申立人の家族に係る行政の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

なお、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和46年5月ごろと推定され、当該時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるため、市の集金人による保険料納付はできないが、A市によると、始期は不明だが、市の窓口で過年度保険料の納付書を備え付けており、同納付書に必要事項を記入して

金融機関で納付するように被保険者等に交付していたようだとしており、申立人の国民年金の加入手続をした義父が、同市から申立人の過年度保険料の納付書の交付を受けた可能性は高く、同居の家族の納付状況からみても、申立人の保険料のみ納付しないのは不自然である。

加えて、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和32年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社し、平成10年5月1日に定年退職するまで、途中転勤はあったが途切れることなく勤務した。

しかし、昭和32年9月1日に同社B営業所へ転勤した際の1か月分が加入月数に含まれておらず、継続して勤務していたのだから空白はあり得ないので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社が提出した人事管理表から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和32年9月1日にA社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和32年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

私は、入社(昭和35年4月)から定年退職(平成13年12月)するまで、A社に勤務していた。昭和51年11月1日にB工場からC工場へ転勤になった際、厚生年金保険の加入期間に1日の空白が生じているが、この間も勤務は継続していたので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が記憶している同僚(申立期間当時、A社B工場で被保険者資格有り。)の供述等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、申立人と同様に異動した同僚の同社B工場における資格喪失日は昭和51年11月1日(同日に同社C工場において資格取得)であることから、申立人の同社B工場における資格喪失日も同日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B工場における昭和51年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを

51年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が51年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から35年2月1日まで

私は、B社に勤務していた昭和34年5月下旬にA社の面接を受け、翌月の同年6月1日から同社に正社員として入社した。当時の資料は残っておらず、申立事業所に在籍していたことを証明してくれる人に心当たりは無いが、申立事業所に勤め始めた当初の8か月間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人に作業内容を指導していたとする同僚の供述から、申立人は、昭和34年6月1日から申立事業所に正社員として勤務し、その後も継続して同じ業務に従事していたことが推認できる。

また、前述の同僚及び申立人と異なる部署に配属されていた二人の同僚については、申立事業所に入社したとする月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間当時の役員は、当時、申立事業所に試用期間は無かったと思うとしており、申立人及び作業内容を指導していたとする同僚が供述した当時の申立事業所の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の被保険者数がおおむね一致することから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立事業所で被保険者資格を取得したとされる35年2月時点の社会保険事務所の記録から5,000円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和35年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年6月から35年1月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
「ねんきん特別便」で申立期間が脱退手当金受給済みの記録となっていることに気付いた。

私が申立事業所を退職する際は、脱退手当金の制度自体を知らず、退職金も脱退手当金の説明も無かったので、このようなことになっているとは夢にも思わなかった。

私は、脱退手当金の手続及び受給の記憶が無いので、脱退手当金を受給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人及び申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号の前後各 50 人（合計 101 人、申立人を含む。）のうち、脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上の女性被保険者は 13 人であるが、この 13 人のうち、脱退手当金の受給記録があるのは申立人のみである上、申立事業所は、脱退手当金の代理請求を行っていなかったとすることを踏まえると、申立事業所が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を受給する場合、本来、過去のすべての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人は、申立事業所において 2 度の被保険者期間があるにもかかわらず、1 度目の被保険者期間である昭和 45 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間がその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、申立期間と同一事業所の 1 度目の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

昭和53年3月末に会社を退職した直後に国民年金に加入し、これ以降継続して国民年金保険料を納付し続けたにもかかわらず、加入直後の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料が未納となっている。

一緒に保険料を納付した妻はこの間は納付済みとなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿等によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、昭和56年7月以降に払い出されたものと推認でき、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市では、昭和56年6月に市独自の年金未適用者解消対策の一つとして、国民健康保険の加入者で、国民年金に未加入の30歳から35歳までの者を対象に加入勧奨を行っているところ、申立人は、53年4月1日から国民健康保険に加入し、56年6月時点では34歳で、加入勧奨の要件に合致している上、市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿に、「56年度適用促進加入者」と記載され、申立人の被保険者資格の取得に係る事務処理を行った日が同年7月14日となっていることから、申立人は、昭和56年度に加入勧奨を受けて、56年7月ころに加入したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人は、被保険者名簿により、昭和54年度及び55年度の保険料を過年度納付していることが確認でき、一方、申立人の妻は、オンライン記録により、昭和53年度から55年度までの保険料を現年度納付しているのが確認でき、申立人の主張と相違している上、記号番号の払出時期（昭和56年7月）及び54年度分の保険料を過年度納付した時期（昭和56年7月

31 日) 等からみて、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、昭和 53 年 3 月末に会社を退職後、B 町役場で加入手続を行ったとしているところ、同役場は、申立期間当時、合併により A 市 B 支所となっている上、申立人は加入手続の具体的な状況の記憶があいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和36年11月から40年9月まで

私は、昭和36年10月に結婚して以来、A町(現在は、B市)に住んでおり、結婚当時、役場の人が夫の国民年金保険料を集金に来ていたので、同年11月から私と夫の保険料を一緒に納付していた。

平成21年6月に年金手帳が2冊出てきたが、資格取得年月日が昭和40年10月1日となっていたので驚いた。

当時は、手帳を役場に預けていて、印紙代を納付すると役場が検認していたように記憶しており、昭和36年11月から保険料を納付しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日(任意加入者)から、昭和40年10月以降に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち、36年11月から38年6月までは時効により国民年金保険料を納付することはできず、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳(昭和40年10月20日発行)では、資格取得日は昭和40年10月1日となっており、昭和40年度国民年金印紙検認記録において40年4月から同年9月までは「納付不要」の印が押されていることから、申立期間は未加入とみられ、保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は役場の職員が毎月来訪して保険料を集金していたとしておられるところ、B市では、申立期間当時、国民健康保険料については、役場職員が戸別訪問して徴収していたが、国民年金については、役場職員が保険料の集金を行うことは無く、納付組織が集金していたとしており、申立人の主張と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年3月まで

社会保険事務所(当時)に照会したところ、私の国民年金の資格取得日が昭和44年4月1日となっていたが、当時、A市B町に住んでおり、昭和34年か35年ころ、B出張所から来られた人に加入を勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し始めた。保険料は、毎月自宅に集金に来た人に納付し、年金手帳にシールを貼り、上からスタンプを押してもらった。

昭和44年は、自動引き落としに切り替わった時期だと思うので、未加入になっている理由が分からない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日(任意加入者)から、昭和45年10月以降に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち、36年4月から43年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和34年か35年ころに市の職員に国民年金の加入を勧められて加入手続を行い、その際、市の職員から年数が足りないと聞いて期間をさかのぼって加入し、当該期間の保険料を分割して納付したとしているところ、国民年金制度が創設された36年4月より前にさかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の記号番号が払い出された時点(昭和45年10月ごろ)においては、申立人及びその夫は60歳で受給資格期間(300月)を満たすためには加入期間が各々12か月及び51か月不足する状況にあり、申立人は受給資格期間を若干上回ることができる年度の初めの昭和44年4月1日(18か月^{てきゆう}遡及)に、その夫も同様に41年4月1日(54か月^{てきゆう}遡及)にさかのぼって資格取得していることが確認でき、かつ、特殊台帳によると、申立人は、昭和44年度の

保険料を過年度納付（昭和 45 年 10 月）し、その夫は、41 年度、42 年度及び 43 年 4 月から 6 月までの期間の保険料を特例納付（昭和 45 年 10 月及び 46 年 1 月）し、43 年 7 月から 45 年 3 月までの保険料を過年度納付（昭和 45 年 10 月）した記録となっていることから、申立人の記憶と一致しており、申立人は 45 年ころに加入手続を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、昭和 44 年は、集金による納付から口座振替（自動引き落とし）に切り替わった時期だと思っていると主張しているが、市で保険料の口座振替納付が開始されたのは、54 年 4 月 1 日であり、申立人の主張と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和45年7月から49年6月まで

私は、昭和44年11月にA社を退職し、翌年の春ごろと一緒に退職した同僚と話をした際に国民年金への加入を勧められ、その後しばらくして国民年金に任意加入する手続きをし、国民年金保険料を欠かさずに納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の資格取得日は、申立人が所持する国民年金手帳に「昭和49年7月22日」と記載されており、申立人の国民年金被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致している上、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は申立期間後の昭和49年7月ごろと推定できる。

また、当時、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者であったことから、申立人の国民年金への加入については任意加入となり、制度上、加入手続きを行った時からさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間及び資格取得時の申立人の住所地に変更は無く、被保険者台帳の住所地と一致しており、申立期間に別の記号番号の払出しも確認できない。

加えて、A社を退職した同僚のうち、申立人が「自分より国民年金の加入が早かった。」とする同僚は、昭和48年3月13日に資格取得（任意加入）しており、「自分より後で国民年金に加入した。」とする別の同僚は、51年10月21日に資格取得（任意加入）していることから、申立人の国民年金の資格取得の時期が、49年7月であることに不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年7月から同年9月まで

私は、会社を辞めた後、すぐに国民年金への切替手続をし、国民年金保険料を納付していた。市役所で加入手続をし、毎月、市役所の窓口で保険料を納付していたが、申立期間の3か月だけ納付していないのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年*月に60歳に到達しており、申立期間は60歳到達以降の任意加入期間となることから、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできず、国民年金の任意加入被保険者は、加入日より以前の未加入期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が居住しているA市が保管する「国民年金保険料収納状況表」には、申立人の国民年金の記録として、平成7年*月から同年*月までの期間の欄には60歳到達後であることを示す「期間満了」と記載されており、申立期間は国民年金に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人の60歳到達後の任意加入の資格取得日は、申立人が保有する年金手帳に平成7年10月30日と記載されており、オンライン記録と一致しているとともに、市の「国民年金保険料収納状況表」に同年10月の保険料が同年10月30日に納付されている記録があり、申立人はこの時期に任意加入手続と保険料の納付を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月に払い出され、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料を当該記号番号を使用して納付しており、申立人は、申立期間及びその前後の期間に住所地に変更は無く、別番号の払出しも確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から39年10月まで

私は、地元の未亡人会の役員の人から国民年金に加入するよう勧められ、昭和36年11月ごろから納付したはずなのに、納付記録があるのは39年11月からとなっているので、未納となっている期間の調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和41年11月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人が所持する国民年金手帳は、41年11月11日発行のものであり、申立人の記号番号の払出時期（推定）と一致している。

また、申立人の資格取得日は昭和39年11月1日とされており、申立期間は未加入期間であるため、保険料の納付はできない期間である。なお、41年11月ごろに記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、少なくとも36年11月から39年9月までは時効により保険料が納付できない。

さらに、申立期間に係る記号番号払出簿を調査したが、申立人について別番号が払い出された形跡は無く、申立期間に申立人の姓及び住所地の変更も無いため、別番号が払い出されることは考えにくい。

加えて、申立人は国民年金の加入手続の時期等に関する記憶はあいまいであり、申立人の記憶する保険料の納付方法及び保険料額は昭和39年11月以降の納付済期間におけるものと一致しており、このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から52年2月まで

私の国民年金保険料について、地域の国民年金推進協力会の集金担当者が、妻に納めるように言ったため、昭和51年3月29日から52年2月までの期間、国民年金保険料を納付し、国民年金仮領収カードに押印をもらっていた。その仮領収カードがあるので、当時加入していた厚生年金保険と重複していないか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が唯一所持する国民年金仮領収カードは、1枚で2年度分使用できる様式となっているが、昭和50年度の欄が、手書きで、「51」と訂正されており、その年度の3月（昭和52年3月）の欄から集金担当者名が押印されている。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとするその妻が所持する国民年金仮領収カードのうち、昭和51年度及び52年度のものと思われるカードのみ申立人が所持するカードと同じ集金担当者名が押印されており、日付も同日であることから、申立人が所持する国民年金仮領収カードは、51年度の3月（昭和52年3月）から使用されていたと考えられ、オンライン記録では納付済みとされている昭和52年3月分からの保険料を納付する際に使用されていたカードであると推測される。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月27日から31年7月3日まで
私は、昭和27年7月にA社（社名変更後、B社になった。）に入社して、60年12月に退職するまで同じ会社で働いており、途中退職はしていないのに申立期間の記録が抜けているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、昭和30年1月5日から31年7月3日までの期間については勤務していたことが確認でき、28年2月27日から30年1月5日までの期間については、同僚の供述から、勤務していたことが推認できる。

しかし、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、整理番号*、厚生年金保険記号番号*で昭和27年7月30日に資格を取得し、28年2月27日に資格を喪失した後、再度、整理番号*、厚生年金保険記号番号*で31年7月3日に資格を取得していることが記録されており、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿でも、申立人が資格を取得した時点と再度資格を取得した時点で異なった記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立ての事業所では、申立人以外にも、申立期間当時、異なった厚生年金保険記号番号で資格の取得及び喪失を繰り返している従業員が複数確認できるほか、申立人の申立期間の始期と終期は複数の従業員が資格の取得、喪失をしている時期と重なっているとともに、この時期に申立ての事業所の役員全員が一斉に退任していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主及び同僚は、大半が死亡又は所在不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について

具体的な供述は得られず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月5日から32年7月7日まで

私は、昭和28年1月5日にA社に入社し、問屋の商品の梱包、荷造り等の作業に従事した後、同年6月10日に自動車免許を取得して、翌月から自動車運転手として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が、32年7月7日からになっているのは間違いである。私の申立てに対し年金記録訂正の救済をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所における申立人の弟の「自分は、A社で自動車運転手として勤務していたが、退職しようとした時、会社から自動車運転手が不足しているので、誰かを紹介するよう依頼され、兄を紹介したと記憶している。」とする供述及び同僚の「申立人は、申立人の弟の紹介で入社し、その後、しばらくして申立人の弟は同社を退社したと思う。」とする供述から判断して、申立人は、申立ての事業所に申立人の弟より後に入社したことが推認できる。

また、申立人及び前記2人が、申立人より先に申立ての事業所に入社したとする申立人の弟は、申立期間の始期より後の昭和29年6月1日に被保険者資格を取得し、32年12月1日に資格を喪失していることが確認できるとともに、前記同僚は「自分の入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日はほぼ一致している。」と供述していることから、申立ての事業所では試用期間等を設けずに、入社とほぼ同時に厚生年金保険の加入手続が行われていたことがうかがえる。

さらに、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和32年7月7日に被保険者資格を取得したことが記載されているとともに、備考欄に「取届 32. 7. 22」と記載されており、申立人の資格取得届が32

年7月22日に社会保険事務所（当時）に提出されたものと考えられる上、同被保険者名簿では、申立期間の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立ての事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立ての事業所に勤務していた同僚は、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していると供述し、オンライン記録でも所在不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除に係る具体的な供述が得られない。

その上、申立ての事業所の代表取締役が事業主で所在地も同一であるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の名前は見当たらず、申立人が、健康保険証を使用し、通院したことがあると記憶しているC病院は、既に廃院しているため事実確認できず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 19 日まで

私は、中学校の先生の薦めで、同じ中学の先輩が勤務している「A社」に就職した。会社と同じ建物にある寮に入って、朝 6 時ごろから夜 10 時くらいまで働いた。

会社は今もあり、同期入社した同僚が現在も勤務していると聞いたので、早く調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述する事業主及び同僚の記録が、申立期間以前の期間に「B社」で確認でき、所在地が申立人の供述と一致することから、同社が申立ての事業所であると推認でき、現在の事業主及び申立人が記憶する同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことも推認することができる。

しかし、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、当該事業所は、昭和 32 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、36 年 1 月 26 日に適用事業所でなくなった後、平成 7 年 8 月 1 日に改めて適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間当時は、適用事業所となっていない時期であることとなり、現在の事業主も、「当社が適用事業所となったのは平成 7 年からであり、申立期間当時の事業主である父は死亡しているため詳しいことは分からないが、申立人が勤務していたころは、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と供述し、申立人が記憶する複数の同僚も「申立ての事業所は、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

また、当時の事業主及び申立人が記憶する同僚のうち 1 人については、申立期間に国民年金に加入しており、申立人が同期入社したとする同僚についても申立期間には申立て事業所での加入記録は無く、平成 7 年 8 月 1 日から 17

年2月1日までの加入記録は確認できるが、既に死亡しているため、供述が得られない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無いほか、類似名称の複数の事業所のオンライン記録による健康保険厚生年金保険被保険者名簿の、申立期間を含む昭和40年3月1日から44年4月2日までの期間について調査したが、いずれの事業所でも健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月 7 日から 59 年 7 月 21 日まで
② 昭和 60 年 3 月 2 日から 61 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間に、A事業所で代替職員として勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかない。

申立期間のうち、昭和 58 年、59 年及び 61 年の源泉徴収票があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA事業所で代替職員として勤務していたことは、雇用保険の加入記録及びA事業所の人事記録により確認できる。

しかし、A事業所では、「代替職員については、昭和 63 年 5 月 1 日以前は、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」としており、オンライン記録においても、A事業所は、昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 58 年、59 年及び 61 年の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」の「給与等からの控除分」欄に記載された控除額は、いずれの年も雇用保険料の合計額とほぼ一致していることから、申立期間の厚生年金保険料は控除されていなかったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 26 日から 60 年 4 月 26 日まで

私は、昭和 54 年 4 月ごろ、新聞の求人情報欄に載っていた A 社の求人を見て応募し入社した。求人欄に「社会保険加入あり」と記載されており、入社後 1 か月以内に健康保険証の交付を受けた。給与から厚生年金保険料は天引きされていた記憶があるのに記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の取締役の回答及び申立人の直属の上司の供述から、申立人は申立期間に申立ての事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録は、申立ての事業所で昭和 60 年 4 月 26 日に被保険者資格を取得し、平成 5 年 7 月 20 日に離職しており、申立ての事業所が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合における申立人の申立ての事業所に係る加入記録も、昭和 60 年 4 月 26 日に資格取得、平成 5 年 7 月 21 日に資格喪失となっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、申立ての事業所の取締役は、「申立人は臨時雇用として入社し、時期は不明だが、後に正社員になった。」と回答し、申立人が記憶する申立人の直属の上司は、「申立人は、当初アルバイトとして 5、6 年ぐらい勤務し、その後、正社員になった。私が当時のアルバイトの給与計算をしており、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかったため、申立人がアルバイトだった期間の厚生年金保険料は給与から控除されていない。」と供述している。

さらに、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 60 年 4 月 26 日に資格を取得し、平成 5 年 7 月 21 日に資格を喪失した記録となっており、申立期間に係る健康保険被保険者番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1050(事案 530 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 3 月 21 日まで

私は、A社で昭和 46 年当初にアルバイトをしていたが、当時の課長に誘われて途中から正社員になったはずである。

オンライン記録では、同社での被保険者期間は昭和 47 年 3 月 21 日から同年 8 月 23 日までとなっているが、当該事業所に 1 年間は勤務していたはずなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

前回の申立てが認められなかったので、再度、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人を正社員に誘ってくれたとする課長は既に他界しているため当時の事情を確認できず、また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人に対して、昭和 47 年 3 月ごろに厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 5 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな同僚の証言及び電話加入権取得のための申立事業所からの給与の前借りの記憶を主張しているが、その同僚の証言からは、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできず、また、電話加入権の取得年月日は、申立期間後の昭和 47 年 5 月 13 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 8 月 23 日までの間、申立

事業所で正社員として勤務していたと主張するが、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び雇用保険被保険者資格取得日はいずれも47年3月21日である上、同僚二人についても、申立人と同じく、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日が各々同日であることから、申立事業所では、これら両保険の被保険者資格取得手続を同時期に行っていた可能性が高く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。